

第2章

マグレブ諸国の国家体制 ——アルジェリアとチュニジアにおけるその変容——

はじめに

マグレブ諸国とは、モロッコ、アルジェリア、チュニジアの3国に、リビア、時にはモーリタニアを加えた呼称であるが、本章では中核的3国を念頭に置く。それらに共通する特徴は、多かれ少なかれフランスの植民地支配を受け、独立後の国家体制はその刻印を残しており、現在も言語・文化や経済・貿易面でフランスの影響が強いことである（モロッコは1912～56年、アルジェリアは一番長くて1830～1962年、チュニジアは1881～1956年、それぞれフランスの支配下にあった）。それでも、独立後の3国は、次に述べるように、王政下の多党制をとったモロッコ、共和制・单一政党制で社会主義的経済・福祉体制を導入したアルジェリア、やはり共和制・单一政党制だが社会主義化を途中で放棄し、独裁的指導者のもと世俗化・近代化を追求したチュニジアと、かなり異なる仕方で国作りを進めてきた。そして近年、チュニジアでは1987年の指導者交替以来、アルジェリアでは翌88年の大衆暴動以来、国家体制に相当な変容が生じてきている。両国の変化は、当初、自由化・民主化の進展として現れ、アラブ世界におけるそうした試みの模範となりそうであったが、まもなくイスラーム急進勢力の台頭により反動が生じ、自由化・民主化は挫折ないし中断されてしまった。

本章では、第1節でマグレブの中核的3国が独立後いかなる国家体制を建設してきたかを、比較して論じる諸説を簡単に紹介・検討し、そうした理解を前提として、第2節でアルジェリアとチュニジアにおける近年の国家体制変容を略述し、第3節でそれが何を意味するか、つまり国家の役割が変化してきたのか、イスラーム化と民主化の両立は可能なのか、といった問題を考察する。

第1節 独立後の各国国家体制

1. ムーア (Clement H. Moore) の説

発表年の古いものから、まずムーアの説を取り上げよう。彼の1970年の著作『北アフリカの政治——アルジェリア、モロッコ、チュニジア』⁽¹⁾は、独立後のこれら3国の政治を、編年史的にではなく、比較政治学的に分析した初期の業績と言ってよかろう。彼は、植民地化以前・植民地時代にも触れたあと、「新秩序の創設」「政府の力の及ぶ範囲」「利益の表出」「政治発展の戦略」「人員補充と政治的社会化」の各側面を論じ、最後に「マグレブ統合の展望」を付している。ここでは、各国の国家体制の特徴を最も包括的にかつ比較して論じている第7章「政治発展の戦略」から、ムーアの「仮説」を紹介しよう。

それによると、アルジェリアは規制能力を重視し、チュニジアは政治的インフラストラクチャーに投資し、モロッコは多党制で麻痺している、という。すなわち、アルジェリアはブーメディエンによる権力掌握以来、行政的インフラストラクチャーに投資しつつ、軍部という狭い「安定集団」(stability group) を懷柔し、他の社会集団を動員解除しておくことを戦略としてきた。民族解放戦線 (FLN) や労働組合は他の社会集団の動員ができず、政権は専門家・管理者層を安定集団に組み入れつつある。地方自治体改革で行政的脱

集権化を行い、中央政府の過剰負担を減らして旧植民地経済の統制に規制能力を集中させようとしている。

チュニジアは、ブルギーバが反対派を除去し、デストゥール (Destour, 憲法) 党を再編成して政府の道具としたあと、層が狭まったがより信頼できる安定集団に依拠して、広範な経済計画を実現するために規制能力を最大限に発揮しようとしている。社会の「合理化」によって新たに出現した社会集団を安定集団へと動員するために、政治的インフラストラクチャーへの投資を必要としている。他方、モロッコは、ムハンマド5世が王政を制度化するため、組織された安定集団を欠きながらも、競合する氏族や政党の勢力均衡の上に正統性を築こうとしたが、それが政府の麻痺をもたらした。次のハッサン王は、政党を権力から排除しようと試みるが、伝統的支配への依存を脱せず、政党や労働組合も圧力を行使し、大地主は農地改革を阻止している、という。

とくに地方自治制度については、アルジェリアではブーメディエンが新自治体を創設し、選挙で内務省の推す候補が FLN や労組の推す候補を破って、党の力を弱めた。モロッコでは、1960年に地方自治体選挙が行われたが、その際イスティクラール (Istiqlal, 独立) 党の勢力を弱めることができたので、王は保護国時代のものに似た地方行政制度を導入して中央集権化した。チュニジアでは、自治制度は比較的人口の集中した地域に限られ、しかも党と行政機関による強力な規制に依拠しているが、モロッコやアルジェリアより実質的に脱集権化している。

結局、モロッコは、植民地化の影響が3国中最も小さかったから、フランス時代の近代化政策を容易に捨て、王の伝統的統治へと逆行しつつある。アルジェリアは、多様な集団や個人の要求への対応が3国中最も弱いが、脱植民地化の複雑な諸問題に対処しうる規制能力の開発に資源を集中し、強固な国家装置を建設しようとしている。しかし、新しい安定部門への対応を制度化しない限り、政治的発展は維持できないし、チュニジアはこの点でアルジェリアより進んでいる。ただし、ブルギーバが個人的権力を手放したがらな

いために、新しい安定部門への制度的対応が妨げられている——と、ムーアは、1960年代末までの3国 の政治発展戦略を論じている。

2. ヘルマシ (Elbaki Hermassi) の説

チュニジアのヘルマシは、1972年の著作『北アフリカにおける指導と国家的発展——比較研究』⁽²⁾の中で、マグレブ3国 の「國家の歴史的伝統」、植民地支配下の「社会的変化と低開発」とともに、「登場しつつある指導部」や「エリート、制度、開発」を論じている。

第3部「登場しつつある指導部」においては、モロッコは「政治エリートの周辺性」、すなわち、エリートが農村を動員する能力を構造的に欠き、君主制が政治体制において機能的に重みをもち、植民地政策が社会的断片化・伝統主義・衛兵主義をもたらしたことが特徴とされる。チュニジアは、「統治エリートの統合力」、すなわち、政治エリートが組織的性格上の2つの顕著な特徴——動員の強力な手段として政党を利用することと、社会的諸力の進化、とりわけ社会変革を、漸進的・調停的に実現しようとする構想をもつこと——により、他国の場合と区別される。アルジェリアは、「不一致とエリート内抗争」すなわち、農民がフランス人植民者の残した農地を占拠する間に、エリートの諸派閥と軍部が権力の継承を争い、軍部が勝利を収めつつある状況、とされる。

次の第4部「エリート、制度、開発」の中では、とくに制度とその能力に関して、まずチュニジアは、「政治制度としての単一政党」を特徴とする。すなわち、デストゥール党は1920年以来の、アフリカおよびアラブ世界で最古の政党であり、社会の圧倒的多数にとって権威と正統性を体現している。北アフリカで唯一、国家の独立を獲得した世代が引き続き国家建設の課題を担っており、自由主義的傾向をもつ伝統ある指導部が、基本的に漸進的・実際的な対処法を生み出している。党员補充の柔軟性により、貴族的および中間層出身の自由主義的エリートと公務員・知識人・労働指導者の一団が、と

もに経済への国家介入を支持するに至っている。しかし、経済計画や農地改革を実現するための武器の役割を果たすべき組織としては、デストゥール党は一貫したイデオロギーをもたず、エリートの創出・維持や、党員の社会的構成の統制もできないでいる。

アルジェリアは、「政治制度としての軍部」が目立つ。すなわち、革命過程で生まれた最初の（ベン・ベラ）政権が、政治エリート間の最小限の一致をも欠き、FLN を政治危機の封じ込めや解決に利用しえなかつたため、民族解放運動を通じてもともと政治に深く関与していた軍人たちが介入し、政府の安定と基本問題に関する一致をもたらした。そして軍部は、政府機関に技術者たちを登用し、他国に較べて彼らが強力な権限をもち、国家が主要な企業者・雇用者となって知識人・労働者・農民がすべて行政に依存するようになっている。他方、モロッコは「政治的制度としての君主制」をなす。すなわち、君主の権威が政党の近代的権威と和解しえず、双方の権威に責任を負う安定的政府の創出が現実には不可能である。歴史的な統一的政党であるイスティクラール党が君主制への対応を巡って分裂し、国会で多数を占める政党がなくなつて政府が行き詰つたため、ハッサン王が国会を解散し、非常大権をもつて統治している。

ヘルマシは結論的に、各国政権が直面する社会的・政治的・文化的・経済的課題に対処する戦略に関連して、次のように述べる。まずモロッコは、民族解放運動の間に農村動員がなされなかつたことと、植民地政権から強力な官僚機構を受け継いだことが、王家と特權集団を強いものとし、それらは、モロッコの種族的・文化的・政治的断片化を克服して国民的統一を達成すべく、改革を押し付けるよりも交流・仲裁・妥協の術に熟達した。他方、アルジェリアとチュニジアでは、コスマポリタン的視野と大衆志向をもつ民族エリートが権力を獲得し、ともに急速な経済開発を目指したが、チュニジアでは、イデオロギー的・文化的均質性と統一の時期的早さ、政治制度の持続的発達のおかげで統一的・実際的・漸進的な民族エリートが形成された。これに対してアルジェリアは、トルコ人やフランス人が部族間対立を維持しよう

としたため民族的統一が遅れ、反政府闘争の強力な遺制によって制度が蝕まれ、エリートは分裂している、とする。ムーアの説と類似しながら、異なる側面にも注意を向けているが、矛盾することはなさそうだ。

3. カモー (Michel Camau) の説

以上の2説は、1970年前後までを対象としている時代的制約から、その後の各国の政治的発展に合わなくなつた部分もあるが、3国の基本的特徴はこの頃すでに明瞭になっており、その点は押さえられていると言えよう。これらに次いで、1978年以降カモーの『マグレブにおける権力と制度』⁽³⁾やエンテリス (John P. Entelis) の『北アフリカの比較政治——アルジェリア、モロッコ、チュニジア』⁽⁴⁾などが現れたが、それらは3国を別々に論じており、それらを比較して特徴づけたものではないのでここでは取り上げない。カモーには、その後『アラブの政治体制』⁽⁵⁾という共著における第8章「マグレブ」という論文があり、リビアを含めた4カ国の国家体制を簡潔に論じているので、その内容を紹介しよう。

同論文は、「マグレブ国家の形成」「植民地政権と国家」「国家独立と政権の建設」および「権力と制度」を論じている。この最後の節で、カモーは、ほぼ1970年代から80年代の各国の状況をまとめているのだが、彼はまずM・ウェーバーの概念を援用して、現代のアラブ諸政権はいずれも「新・家産制」(neo-patrimonialisme) であるとする。それは、(1)社会の「国家化」、(2)国家の「私物化」、(3)社会の「顧客化」、(4)家父長的政治関係像への依拠、を特徴とするとされる。

そのマグレブにおける諸形態として、まずチュニジアは、「合憲制の権化」をなす。そもそも独立運動からして立憲的統治への復帰を求める「憲法党」に担われたのであったが、ここでは、憲法の公布が、公民権と国家の安定条件としての立憲主義の原則尊重に対応した。合憲性は、国家主権・権力分立・公共の自由の諸観念に基づく、詳細にわたる法的手続きを制定すること

と解された。憲法は、ネオ・デストゥール党の権力独占を規定してはいなかったが、多党制が一定の市民権を得るには、1983年まで待たねばならなかつた（共産党を含む野党の合法化）。現代アラブの改革派国家の原型とされるブルギーバ政権は、地域主義の抑制と社会的・政治的生活の世俗化を目的に、個人・集団への統制を最大化し、社会全体に浸透したのである。社会に対する後見は、イスラームの国家化の試み（宗教機関・法律・ムスリム的倫理に関する）をもたらす。しかし、国家的親分子分制（clientelisme）の内在的限界は、数次の危機を導いてそれを根本から脅かした。危機は、よかれあしかれ、ブルギーバの「指導」の長期性のおかげで克服されたが、政権は一定の「自由化」を余儀なくされ、社会の中心的価値としてのイスラームの強化、野党の基盤の定着、社会的多元性の拡大を実現する。逆説的だが、こうした社会的变化が、族長一家的構造の基礎を掘りくずしていくのである。

モロッコは、「立憲君主にして信仰者の指揮者」の政権をもつ。チュニジアとは反対に、合憲性にはさしてこだわらない。頻繁に改憲がなされることが、かえって憲法現象の射程の限界を暴露している。こうした憲法の不安定性は、多党制と結びついている。モロッコの多党制は、民族運動の解体と、王の「指導」の基礎確立に多くを負っている。諸政党が、1977年と84年の国会で、西サハラ問題ゆえの挙国一致体制に参加したことは、それらの周辺化・衛星化過程が極まったことを確証している。モロッコ政権の「伝統化」を最も明瞭に表すのは、王への権力集中と君主制の立憲的形態との間の矛盾を克服すべき、正統化体制である。それは、スルタン制の「内在的」および「契約的」の両次元を結合している。主権行使の場が質的・量的に拡大した点を考慮すれば、政治的および宗教的「指導」の融合は、植民地化以前にもたなかつた意味合いを帶びている。憲法的制度が信仰者の指揮者に従属する度合いは、政府の手法がマフゼン⁽⁶⁾の慣行と結びつき、妥協と調停に基づいているために倍加されているのだ。モロッコの経済状況は、割り当てるべき資源の蓄えを限られたものとしているが、しかしその希少性が、むしろ個人・集団の宮廷への依存を強めさせている。それにより、親分子分制が一般

化し、競争ゆえに社会的諸階級が国家に対して恒久的に断片化・衛星化し、組織が麻痺している。結局、政権の安定性は、社会的「現状維持」の戦略にかかっているのだ。しかし、近代化（人口の圧力、識字化、都市化等）の脈絡における退えい主義と親分子分制は、政権を「宮廷の危機」や、体制の恩恵に与らない部分による不満の爆発にさらすことになる。

さて、アルジェリアは、「革命的権力」の統一と制度的三つ揃い (triade) の政権をもつ。政治権力の骨格をなす主要素に軍事機関、とりわけ「軍治安部」が含まれるのは確かだが、アルジェリア政権を単純率直に軍事政権と分類するのは拙速にすぎる。革命戦争後、FLN と民族解放軍は解体したが、それらが象徴した統一主義は、分断された政治エリートの権力闘争においても、分化した社会の期待面からも、なお不可欠なものであった。FLN はもはや政治要員間の抗争を効果的に仲裁することはできないが、にもかかわらず、至高の仲裁者、政治エリートの分断を超えた統一の象徴であり続けるだろう。党の政治局は、党機関の責任者、主要閣僚、そして若干の軍人を集めている。この三つ揃い——党機関・行政・軍部の——こそ、全国・地方・地域の各水準における決定と、国家による仲裁行為の中核をなす。M・ウェーバーの「スルタン制」の概念を援用するなら、アルジェリア的形態は「民衆的スルタン制」であり、個人的権力を忌避する政権の内部における、権力の個人化の機能を計算に入れている。すなわち、「指導者」という個人が、分断された政治エリートと分化した社会——それらは、党機関に統一と一体化の原則を見出しえない——にとって必要なのだ。ゆえに、ブーメディエン亡きあと、「民衆的スルタン制」は、シャドリ・ベンジェディードによって再生産されている。

リビアについては、次項でも触れるので省略するが、カモーはさらに、新家産制の限界を論じている。すなわち、1970年代にサダトのエジプトで始まった「インフィターハ」(infitah、門戸開放) 政策が、アラブ世界全体、とくに石油の恩恵の乏しい諸国に波及し、マグレブではチュニジアとモロッコが80年代半ばに IMF の指導による「構造調整」に着手した。アルジェリアも、

IMFとは独立に、石油収入の減少に対処し始める。こうして、社会の親分子分化を特徴とする新家産制政権の分配能力低下から、これら3国では暴動が発生し、政権の正統性が問題となる。そこから、政治的イスラミズムの台頭と、近代国家の規範と伝統的な権力行使様式との矛盾を突く「市民社会」の登場が見てとれる、という。

カモーは、こうした変化を、1987年11月7日以降のチュニジアと、88年10月の暴動および89年2月の憲法改正以降のアルジェリアについて簡単に説明しているが、これは次節のテーマとなるので省略する。

4. アンダーソン (Lisa Anderson) の説

最後に、カモー論文に時期的には先立つ著作であるが、マグレブ3国ではなく、チュニジアとリビアを比較したものを、補論的に紹介する。アンダーソンの「チュニジアとリビアにおける国家と社会的変容、1830年—1980年」⁽⁷⁾がそれで、題名どおり植民地化以前の状態から植民地時代、そして独立後の国家建設時代までの両国を、ヨーロッパと異なる2つのモデルとして、比較考察している。彼女の方法論、あるいは理論的視角は、第1章「国家、農民と部族——国家形成と農村の変容」に提示されており、独立後の両国の国家体制の差異を、歴史的経験から説明する試みとして参考になる。

すなわち、チュニジアにおいては、植民地化以前および植民地時代の官僚制の発展が累積的で、国家形成の速度と方向は当時の経済的変容と一致していた。ところがリビアにおいては、植民地化以前の国家形成が、植民地支配の間に逆行し、その後この国が世界経済に統合されても官僚制の発展を伴わなかった。両国のごとき周辺的諸国においては、非人格的官僚制国家の出現が、国内の社会構造の再編成に対して重要な役割を演じる。政府の行政が後背地に及び始めると、社会的分化と不平等の拡大を促し、農村社会は、領域内で力を独占する官僚制国家の利益に沿って再組織されるのである。しかし、リビアにおいては、国家官僚制組織の不安定と不連続が、中央行政機関と結

びついた農村エリートの全国的発展を妨げ、反官僚主義の政治的権威の出現を促し、その権威は、非国家的・非資本主義的農村社会の歴史的伝統に依る正統性を主張した。

ヨーロッパとの相違に関して、そこ＝中心部では、農民がプロレタリアに、臣民が市民に、人格的統治が非人格的政府にそれぞれ変容し、それがすべて産業資本主義の成長と結びついており、本質的に不可逆的な過程と思われた、とする。ところが周辺部では、官僚制国家と資本主義的生産は統合しておらず、政治的・経済的変容は、しばしば当該社会外の存在によって、その利益のために、促進されたのである。ただ、こうしたヨーロッパの影響の効果、国家形成の安定性と持続性、そしてそのような発展が社会内部の経済的変容と歩調を合せて進む程度は、その国が世界経済・政治体制に統合された時期における、権威の土着的形態の性格と活力とに強く規定されていた。

チュニジアとリビアにおいて、19世紀は行政による浸透と統制、地方の商業と市場活動の活性化、そして農村地域における政治的・経済的自治の弱化を特徴とした。こうした変化により、自律的な血族に基づきもつ社会構造は、官僚制方式の要求に応えるべく適応していった。両国において、当初は「防衛的近代化」の表いのもとで、地方の行政官とその子分たちは、遠方の権力との関係によって与えられる経済的・政治的資源に依存するに至った。

チュニジアでは、1881年の保護国化が、この依存を正式なものとし、また強化した。親分子分制が確立し、1930年代の民族運動の組織的基礎となるに至る。経済恐慌の時にチュニジア国民の経済的必要をフランスの行政が満たさなかつたため、チュニジアの官僚制を地元が支配すること、すなわち独立の要求が生じる。独立によって農村エリートが権力を握り、全国的な親分子分關係は破壊され、商業的・地主的エリートと政治行政機関との同盟が確立される。独立後20年以内に、政治的自由化と選挙での競争が広範な要求となり、フランスの統治に対する初期の反応であった親分子分制が、非人格的で利害に基づいた選挙地盤をもつ政治指導に、席を譲つたことを示した。

他方リビアでは、イタリアによる（1911年の）占領は、オスマンの保護の喪

失で脅かされた地方の行政官と子分たちによる、広範な抵抗に直面した。そのため、既存の官僚制と親分子分制は崩れ始め、地方の政治指導者は支持者を維持し統制する手段を失ったのである。イタリアの占領政策は、地方行政のリビア国民とのきずなを再建あるいは拡大しようとしたかったので、血縁に基づく政治的同盟がまもなく復活した。第二次世界大戦後、リビアが独立を与えられた時（1951年）、そこには全国的な政治組織や政治的権威が存在しなかった。軍事クーデタ（1969年）とそれに続く15年間の国内革命は、きわめて平等主義的な分配的かつ反官僚制的国家政策を特徴とした。こうした政策は、革命政府への支持を確保し、組織的反対を妨げるのに役立った、という。

両国の近況（1980年時点での）については、同書は、第5部「独立後のリビアとチュニジア——国家形成と国家破壊の諸結果」中の第11章「チュニジア」と第12章「リビア」で詳述しているが、その結論的部分を付け加えておこう。まず、チュニジアにおいては、共通の経済的利害によって結びついたエリート層が創出されるとともに、工業部門が成長するにつれて明瞭な階級および利益集団の区別が発達した。だが、支配階級と農村エリートの結びつきが「上からの近代化」の政治を促し、それがこの国をそうとう工業化せしめながらも、農村部門の全面的再編成を禁じ、保護に基づく権威主義的な地方支配を貫徹させた。これはもはや、国家形成の過程を反映するものではない——国家機構の樹立・拡張・合理化は、すでに効果的に達成されていたのである。政治的・社会的組織は、むしろ国家エリートが、社会内の同盟者および敵対者との関係を構成するための政策を反映していた。

これに対してリビアでは、政権の行政的・経済的政策が社会構造の断片化と原子化をもたらし、それが、部族や小売商といった多種多様な集団の連帯感や利益を弱め、にもかかわらずほとんどのリビア人を政権の気前よさに依存せしめたことから（部分的にはそのために）、「ジャマヒリーヤ」の実験がそれなりの寿命を得た。石油収入のおかげで政府は国民（からの税収）に依存せずにはいられず、カザフィーはそのユートピア的実験に耽ることができたのだ、

とされる。

以上のような、チュニジアとリビアの近・現代史のアンダーソンによる解釈が、どれほど当を得ているか、筆者はよく評価しえないのであるが、少なくともチュニジアに関しては、前述の3者の説とだいたい整合し、あるいはその理解を助けるものであると思う。アルジェリアやモロッコについては言及がなく、エジプトがチュニジアと似ていると示唆されるのみだが、それらの国家形成（と国家破壊）の過程および結果をしいて比較するならば、チュニジアとリビアを両極端としてモロッコはチュニジアに近く、アルジェリアはリビアに近いと言えるのではないか。ムーアとヘルマシの説の段階では、チュニジアはモロッコよりアルジェリアに近いという印象を与えたが、その後の状況を見ると、アルジェリアよりモロッコのほうが国家形成に成功してきたと言えるのではないか。次節で、モロッコについては述べられないが、アルジェリアとチュニジアにおける国家建設、あるいはその変容の近況を調べよう。

第2節 アルジェリアとチュニジアにおける近年の変容

1. 1987年11月以降のチュニジア

(1) ベン=アリ (Zine el-Abidine Ben Ali) 政権の成立

次項のアルジェリアのほうが、大幅かつ複雑な国家体制の変容を見せており、それだけ興味深いが、時期的にはチュニジアのほうが先に変化し始めているので、後者をまず取り上げる。

1987年11月、独立運動以来の指導者で、終身大統領であったブルギーバが、突然健康上の理由で引退を余儀なくされ、首相であったベン=アリが後継者とされた。これは事実上のクーデタであったが、無血かつスムーズに政権の交替がなされた背景には、30年以上に及んだブルギーバの統治が、すでに動

脈硬化を起こしていた事情があった。すなわち、1984年にIMFの勧告による経済改革を試みて大衆暴動を引き起こし、翌85年にはリビアとの関係悪化で9万人の出稼ぎ労働者が送還され、リビアの脅威に対処すべく軍事費もふやすなかで経済危機が悪化していたこと⁽⁸⁾。高齢（当時85歳）のブルギーバが独裁者の気まぐれをつのらせ、首相や閣僚の首を頻繁にすげ替えたり、イスラーム急進派を弾圧し、その裁判に介入して厳罰を要求したために、軍部の内部にさえ反感が強まっていたこと⁽⁹⁾等。ベンニアリ自身、更迭されそうになり、機先を制してブルギーバを軟禁し、医師団による「職務遂行不能」診断を発表して、憲法の規定により自ら大統領に就任、首相にバクーシュ（Hédi Baccouche）を任命したのである。

ベンニアリは、当時51歳で、かつてフランスとアメリカで軍事教育を受け、国家治安局長官等を務めたあと、1984年より国防担当国務大臣、ついで内務大臣、そして87年10月に首相となったばかりだった⁽¹⁰⁾。この経験から察せられるように、彼は軍部にこそ支持基盤があつても、反政府派弾圧の責任者だったし、ネオ・デストゥール党や経済関係機関との結びつきは弱いので、国民的人気や政治力がさしてあるとは思われなかった。そのため、思い切った政治の刷新を実行して支持を獲得し、政権の基盤を固める必要があった。

そこでベンニアリは、ブルギーバの建国の父としての業績を高く評価する一方で、末期の専制的傾向を批判し、民主化を実現するために一連の措置をとった。それは、ザートマン（I. William Zartman）の整理によれば、「複数政党による競争的選挙と新政治体制の確立に向けた12の措置」に分けられる。すなわち、①政治活動の自由化、②新しい大統領党の形成を抑制、③いくつかの国会補選を実施、④大統領指導下にデストゥール党を再活性化、⑤野党指導者の取り込み、⑥大統領を再編されたデストゥール党の代表とする、⑦総選挙・大統領選挙の設定、⑧競合的世俗政党の認可、⑨国民協約において公式に政治的意志統一を実現、⑩勝者が全議席を得る選挙法を維持、⑪共同戦線を拒否、⑫不均衡な政党制を創りだす有権者登録、である⁽¹¹⁾。

①に関しては、徴兵されていた学生運動家やほとんどの政治犯の解放、死

刑囚の減刑、治安裁判所の廃止、元政治犯の公民権回復、新聞法・結社法の改正等が行われ、言論がそうとう自由化された。②は、国内各地で結成されつつあった「11月7日クラブ」という、新大統領支持団体の全国組織化を取り止めさせたことを指し、かわりに④から⑥を行ったもの。つまり、社会主義デストゥール党がただちに新大統領を支持したので、彼はその政治局の議長となって構成員を刷新し、ついで政治局が下部組織を刷新して党大会を開き、党名を「民主立憲連合」(Rassemblement Constitutionnel Démocratique, RCD)と改め、新中央委員会を選出。200名の中央委員は、75名のみ下部組織から選出され、残る125名は政治局が任命(ベン=アリを含む)。この任命委員や、閣僚の中に、それまで同党に属さなかった市民(とくに大学教授)や野党指導者が多数取り込まれている。そして党員数は、1986年末の103万から88年7月の150万に急増した(人口約800万人の国で!)。1988年1月の国会補選(5議席)では、共産党以外の野党が参加しなかったのでいずれも与党が勝ったが(③)、世論調査を禁じていたので、新政権は総選挙で勝てるか確信がもてず、野党による総選挙早期実施要求を退けた。それらの政党は、1988年4月の政党法改正により公認され、多くの新政党も生まれたが、イスラーム急進派の「ナハダ(Nahda, 再生)党」は許可されない(⑧)。9月に、同派を含む政党や各界代表者が大統領提案の国民協約審議に招集され、政変1周年の11月7日に調印がなされるとともに、総選挙・大統領選挙の翌年4月実施が宣言された(⑦, ⑨)。二度にわたって有権者登録がなされる(⑫)一方、年末の国会で選挙制度が審議され、野党はメディアを通じて比例代表制を主張したが、与党は各県を単位とする選挙区(チュニスとガバースは2区に分割)で、勝利した政党がその全議席を獲得する選挙法を通して(⑩)。そのかわり、大統領は、国民協約参加政党の共同名簿による選挙を提案したが、最有力野党「社会民主主義運動」(Mouvement des Démocrates Socialistes, MDS)は、国民から選択を奪うものとしてこれを拒否し、与党も、もともと大統領の提案に乗り気でなかったので、それに同調した(⑪)。結局、1989年4月の選挙では、大統領信任投票でベン=アリが99.3%というかつてのブルギーバをしのぐ高得票

で信任され、国会選挙では与党が全議席（141）を独占した。得票率では、与党が80%，MDSが3.8%，独立候補合計が14.5%等で、民主化の証明とするには与党が勝ち過ぎ、他方、独立候補（25選挙区中17に参加）は、実際には政党として認められないナハダ党系で、彼らが善戦した（とくに都市部で）ことが、政権に脅威感を与えた（しかも、ナハダ党は、投票結果に不正があり、実際はもっと得票したと主張している）¹²⁾。

ザートマンは触れていないが、ベン=アリには、明らかにブルギーバよりもアラブ・イスラームへの回帰を目指す民族主義的傾向が見られる。大統領就任後すぐにリビアと復交し、マグレブ・アラブ連合結成に向けて尽力して、1989年1月にチュニスで5カ国による組織原則の合意を達成したことや、イスラーム急進派政治犯を釈放するのみならず国営宗教機関の再編成・強化、国営ラジオ・テレビによる祈とうの呼びかけの放送等を行わせており、こうした点も国民大衆の支持獲得に役立ったと思われる¹³⁾。イスラーム急進派も、当初は新大統領を支持し、指導者のガヌーシ（Rachid Ghannouchi、ブルギーバ時代に投獄され、ベン=アリによって釈放される）は、暴力の否定、民主主義的政治活動の採用、軍・治安部隊内での組織活動断念を宣言し、それによって同派は国民協約への参加も認められた。にもかかわらず、宗教・言語・人種あるいは地域に基づく政党を認めない政党法ゆえに、ナハダ党は公認されず、総選挙には「独立」候補を立てざるをえなかったのである¹⁴⁾。

ともあれ、ベン=アリ政権下、言論・結社活動がそうとう自由化され、「チュニジア人権同盟」（Ligue Tunisienne des Droits de l'Homme, LTDH）の指導者が閣僚に抜てきされるなどして、1989年にベン=アリは国際的な人権賞を受賞し、また国連と提携する「アラブ人権機構」（Arab Organization for the Human Rights）がチュニスに「アラブ・アフリカ人権機関」（Arab-African Institute for the Human Rights）を設置することになった。こうして、新政権の国内外における評価が高まったが、ウォルツ（Susan Waltz）が指摘するように、チュニジアの政治的伝統たる合理的改革と個別主義（particularism）の相互作用は健在である。個別主義は親分子分制や家産制的慣行を指すが、新

政権下の改革がもっぱら大統領の個人的指導により、恩恵として国民に与えられ、その分配に恣意性の見られることは、合理的改革の限界を示している。また、チュニジアでは部族への忠誠は事実上消滅しているが、それにかわる氏族や派閥を通じた親分子分関係のきずなはなお強力で、政党やイスラーム急進派組織もそれに依拠しているのである¹⁵⁾。

(2) イスラーム急進派の弾圧へ

このように、1989年頃のチュニジアは、次項で述べる同時期のアルジェリアとともに、多元的民主主義体制への移行例と見られ、同年に東欧諸国で起きた一連の民主化・脱社会主义の動きと合せて、世界的な「民主化の波」が論じられた。しかし、1990年6月にアルジェリアの地方選挙でイスラーム急進派政党が勝利し、夏にはイラクがクウェートに侵攻して湾岸危機が勃発すると、チュニジアでもイスラーム急進派による政党公認要求や他の野党も加わってのイラク支持・多国籍軍批判の示威活動が展開され、政情が緊迫してきた。1991年1月に多国籍軍の攻撃が始まるや、世論に応えて与野党共催の抗議デモ（チュニスで、6000人以上が参加）が行われ、大学・高校はしばらく閉鎖された。その後、地方都市でもデモが続き、2月には首都の与党本部が覆面の一団に襲われて数名の死傷者を出す。すでに前年末から多数のイスラーム急進派活動家が無許可の示威行動やテロ行為の謀議を理由に逮捕されていたが、この事件により内相ほか5名の閣僚が更迭され、ナハダ党抑圧が強化された。犯人として逮捕された容疑者たちがテレビ放送でナハダ党員であると告白するや、同党的指導者たちでまだ亡命や下獄に追い込まれていなかつた者の多くが離党を宣言する。また、ナハダ党の影響が強かった「チュニジア全学連」のチュニス大学事務所や学生寮の祈とう所が搜索され、その後事件関与の証拠が発見されたとして全学連の活動停止が命ぜられた。5月に全国の大学で抗議活動が展開され、警察機動隊との衝突で学生数名が死亡する。引き続き、同月末にナハダ党「根絶作戦」が実施され、数百名が「イスラーム国家樹立の陰謀」を理由に逮捕される（ガヌーシー1990年5月に釈放後出国）。

し、のちイギリスで政治亡命を認められた——に対しても逮捕状が発せられた)。この間、政府批判の言論に対しても、執筆者・編集者の逮捕や発行停止処分等の弾圧がなされ、アムネスティー・インターナショナルやアメリカ議会人権小委員会の批判を招いた。つとに政府は、自ら「人権・基本的自由のための高等委員会」(Comité Supérieur des Droits de l'Homme et des Libertés Fondamentales)を設置(4月)するなどしていたが、世俗的野党との関係改善に乗り出し、6党それぞれに5万ディナール(約5万2000ドル)の補助金と、各党機関誌に3万ディナールの助成金を出すことや、国営テレビ・ラジオで野党活動を放送すること、「経済・社会評議会」への野党代表の参加を可能にすること、各党党首の入出国を特別待遇とすること等の譲歩を行った。こうして、政府はイスラーム急進派を徹底的に弾圧する一方で、他の野党の支持を取りつけ、国内平和の回復に一応成功したのである¹⁰⁰。

その後、事態は基本的に変わっていないが、目立った動きを追うと、以下のとおりである。イスラーム急進派は、大統領暗殺も計画していたとされ、1992年7月に始まった2つの裁判では279名(うち約90名は警察・軍隊関係者だった。なお、84名は未逮捕)が告発されて、軍事法廷は8月に46名を無期懲役(未逮捕のガヌーシを含む)、219名を有期刑、14名を無罪とした。最高裁への上告は却下される。死刑判決が下されなかかったのは、「殉教者」を出さないという政治的考慮が働いたためもあるが、アムネスティー・インターナショナルが批判するように、有罪の「証拠」が拷問によって引き出されたと疑われる自白だけのことが多く、裁判官もためらわれたのだろう。与党本部襲撃事件の被告たちはつとに裁かれ、1990年10月に3名が死刑判決を受け、大統領の減刑嘆願拒否により処刑されている。アムネスティー・インターナショナルの1992年3月の報告によると、チュニジアでは90年9月から92年1月までに少なくとも8000人が逮捕され、多くが不法に長期間拘留され、しばしば拷問を受け、91年の4~10月間に少なくとも7名がそのために死亡している。多くの逮捕者は、結局起訴されずに釈放されたが、その間家族や弁護士との面会を許されない者も少なくなかったという。こうした批判に対して、政府

は、内務・法務・外務の各省に人権問題担当部門を設けるとともに、前述の人権・自由高等委員会に調査を命じ、二度にわたって報告書を出させているが、それらは、組織的犯罪行為は否定しつつも、個人レベルの不法行為があったことを認め、対策を検討している。一方で、国内の批判者たる人権同盟（会員4000名を擁する）に対しては、そうした団体の指導者が同時に政党の指導者たることを禁止する新法（1992年3月採択）によって難題を課した。同盟がこうした規制の受入れ（すなわち、政党指導者を指導部から除くこと）を拒否したので、政府は団体解散を命じたが、国際人権連盟やアラブ人権機構、アラブ法律家組合の抗議にあい、また国内でも弁護士・大学教授らが批判の声をあげたので、1993年3月に一応活動再開を許可している。宗教問題省や、総理府内に女性・家族問題局を新設したこと、1994年に女性・家族問題担当国務大臣を任命したり、身分法をより男女同権なものに改正したこと、世論に応える努力と言えよう。また、国会で多元主義を実現するため、1991年10月の国会補選（9議席）に際して、与党は大統領の説得に応じて候補を立てないことにしたが、野党は政権の正当化に利用されるだけだとして参加しなかった（結局、与党候補が当選）。1994年3月に予定される大統領選挙・総選挙に向けて、与党は93年7月の党大会で、「民主主義・多元主義・人権」の追求と、イスラーム急進派との対決の方針を確認したが、合法的野党の選挙参加と、一定の議席分与を実現するために、「国民協約高等委員会」等において交渉を続けている。最大野党のMDS内部では、与党との関係や他の野党との合併問題を巡って対立があり、1993年4月の党大会で対与党協調派が主導権を握った。共産党も同月の党大会で「革新運動」(Mouvement de la Rénovation, MR)と改称するとともに、民間部門・市場の役割の肯定へと政策を変更した。9月に、国会は選挙区の再編成と政府による選挙費用補助を決議したが、比例代表制の加味により野党の議席獲得を可能にする見られる。

このように、新大統領登場後最初の3年間の民主化・自由化政策は、その後ブルギーバ政権末期を思わせる反政府活動弾圧へと後退している。それは、湾岸戦争や隣国アルジェリアにおけるイスラーム急進派の台頭によって触発

された危機感のゆえであったが、もともとチュニジアのイスラーム急進派は、アルジェリアのそれより思想的に稳健であったし^⑩、国会選挙における「独立」候補の得票率から察すると政権を奪えるほど国民の支持があったか疑わしい。弾圧後も、あっさり活動停止に追い込まれたようで、チュニジアではアルジェリアのような非常事態令施行とか、テロ事件頻発といった事態に至っていない。これは、前節の諸説、とくにアンダーソンが述べたようなチュニジアの政治的伝統によるところが大きいが、近年の経済状況が比較的よいことも関係であろう。すなわち、チュニジアは、1985年頃から経済改革・民営化に取り組んできたことと、アルジェリアのように原油輸出に依存する経済ではないこと（繊維等工業製品が輸出の主力をなす）から、89年以降毎年3.5%，7.6%，3.9%，8.0%（92年推定），3.0%（93年予測）のGDP成長率を実現し、消費者物価も同じく7.4%，6.8%，8.2%，5.4%（92年推定），6.0%（93年予測）と比較的低い上昇率にとどまっているし、デット・サービス・レーショも92年推定で18.2%と低水準である^⑪。ベン=アリ政権は、ブルギーバの改革政策を引き継いで1989年にはGATT加盟を実現しているが、湾岸戦争による観光業の不振等で財政危機に直面するや、91年以降いっそう野性的な民営化政策を採用し、外資導入を推進している（92年に国際協力・外資導入省を新設）^⑫。こうしたなかで、企業家団体や個々の指導的企業家が政府の政策決定に参加するようになっており、与党と企業家との結びつきも強まっている^⑬。

2. 1988年10月以降のアルジェリア

（1）大衆暴動から民主化へ

1978年にブーメディエン大統領が病死し、翌年後をついだシャドリ大統領は、前節の諸説が示すごとき国家体制を維持していたが、ブーメディエン時代と較べて、イスラーム的伝統との妥協（教育・行政のアラブ語化推進、女性差別の家族法制定等）、資本主義との妥協（集団農場の解体、合弁企業法制定等）が目立っていた。これは、シャドリ自身の思想的立場にもよったであろうが、指

導部内の権力争いで右派が左派に対して優位に立ったからである。そのもとで、1980年代にイスラーム急進派の武装蜂起事件が頻発し始め、さらに85年以降、国際石油価格の下落で不況が到来し、消費物資不足・失業問題が深刻化するや、学生運動・労働運動が高揚してきた。そして1988年10月、アルジェをはじめ全国の主要都市で青少年による暴動が発生し、戒厳令下に治安部隊がこれを鎮圧して、400名以上の死者と約4000名の逮捕者を出した。これは、FLN内反シャドリ派が火をつけた騒動に、イスラーム急進派が関与して大規模化したものと見られるが、シャドリは逆に攻勢に出て、責任をFLNと治安部隊の責任者および首相にとらせ、自らは大統領に3選された（11月のFLN党大会で大統領候補に選ばれ、翌月国民投票で信任。しかし、党大会では、かつて追放された旧幹部たちの復権を認めざるをえなかつた）。翌年2月、新憲法を国民投票で採択させたが、これは社会主義路線とFLNの独裁を放棄し、言論・結社の自由を含め市民的自由を認めるものだった。7～8月には政党法・選挙法が制定され、イスラーム政党を含め多数の政党が公認されるが、それらは国会の解散・総選挙を要求して大示威運動を展開する。しかし、シャドリはこれを拒否し、地方議会改選も半年延期して1990年6月に設定した²²。

この地方選挙には、FLNを含めて11政党が参加し、48県1541市町村の議席を争った。選挙法によると、第1党が51%以上を得票した場合はそれに比例して議席を得るが、50%以下でも（7%以上ならば）51%の議席を与えることになっており、有力世俗野党の「社会主義勢力戦線」（Front des Forces Socialistes, FFS）らは、他政党との協力を拒否して選挙自体をボイコットした。その結果、全国にFLNとほとんど同数の候補を立てた「イスラーム救済戦線」（Front Islamique du Salut, FIS）が、54%の得票でアルジェ等都市部を中心に32県・853市町村で多数を制し、FLNの得票28%，14県・487市町村獲得を大きく引き離し、衝撃の大勝利を収めた（他には独立候補が106市町村、ペルペル系の「文化・民主主義連合」（Rassemblement pour la Culture et la Démocratie, RCD）が87市町村等）。このFISは、いくつかの運動体が連合して1989年2月、

マダニ師 (Abasi Madani) を党首として結成され、公称 300万の党员と傘下のモスクを動員して国民の反政府感情を組織したのである。その選挙公約は、国会の解散と総選挙の実施、政治・経済改革の方針確定、三権分立の確立、会計監査院や公共報道機関の独立、国民の自由の保障と政治犯の釈放等、世俗的野党のそれとほとんど同じであった。しかし、政権を獲得した自治体では、アルコールの売買や（一部で）男女共学を禁止する等、イスラーム的政策を導入している。他方 FLN は、もともと党员数が20万人ほど（1988年）で大衆的基盤が弱く、内部に対立もあり、元首相の高官汚職暴露発言等が影響して大衆動員能力を失っていた。敗北後の中央委員会総会（7月）では、シャドリ大統領の責任を問うなど内紛を生じ、多数の政治局員が更迭された。10月には、前月首相を辞めさせられたメルバ（Kasdi Merbah）等多数の反シャドリ派幹部が離党し、新党結成に走る。

大統領は、1990年7月、国会選挙を翌年3月に行うと宣言したが、湾岸戦争が勃発するやそれを理由に6月に延期し、その間に選挙法改正を強行した（4月）。すなわち、国會議席数を290から502にふやすとともに FLN に有利なように選挙区を変更し、また過半数の得票を得た政党がない選挙区では1～3位の政党のみによる第2回投票を行うとし、かつモスクの選挙宣伝利用を禁止した。これに抗議して、FIS は5月からアルジェ等主要都市で大デモ・集会を実現、それに対してシャドリは6月に戒厳令を発するとともに、ハムルーシュ（Mouloud Hamrouche）内閣を更迭した。テクノクラートのゴザリ（Sid A. Ghazali）を首班とする新政府は、総選挙を再び延期し、これに抗議して「イスラーム共和国」樹立を扇動し始めた FIS 指導部は軍によって逮捕された（6月中の衝突で数十人死亡、数千人逮捕）。その一方で、政府は選挙法の再修正による譲歩を試み、戒厳令解除後の10月に、より公正な選挙区で430議席を選ぶこととする（FLN の支配する国会との妥協の産物）と同時に、12月の総選挙実施を約束した。政権側は、弾圧と新選挙法とで FIS の力を削ぐことができると期待したのだが、第1回投票の結果は再び FIS の大勝利であった。すなわち、参加41政党中、FIS が平均48%の得票（326万票）で

188議席を獲得、第2党はFFSで7%・25議席（ベルベル系カビール人地域に集中）、FLNは23%ながら15議席にとどまり、残る198議席を第2回投票で決すれば、FISが過半数はおろか3分の2を獲得すると予想された。シャドリは、そうなっても大統領職に留まり、FISと取引きできると信じたらしいが、軍の上層部は、イスラーム急進派の政府が軍人の既得権を侵すことを恐れ、1992年1月、シャドリに国会解散と大統領辞任を強要した。既存の「安全保障高等委員会」(Haut Comité de Sécurité)が選挙（第2回投票）の中止と「国家高等委員会」(Haut Comité d'Etat)の設置を宣言し、シャドリ大統領の残した任期（1993年12月まで）はそれが大統領の職務を果たしうとした。この委員会は、独立戦争時の英雄の1人で、その後モロッコに亡命していたブーディアフ(Mohamed Boudiaf)を呼び戻して議長とし、第一の実力者と目されるネザル(Khaled Nezzar)将軍（国防相）ら計5名によって構成されている。当然、FIS等はこれを認めず激しい抗議行動に出、2月に1年間の非常事態が宣言された⁴⁴。

(2) 非常事態令下の政治・経済危機

ブーディアフ議長は、1992年2月の演説で、憲法の有効性と「法の枠内で行動する政党」の活動を保障したが、FISは再び大弾圧を受け、公式発表でも70名余の犠牲者と7000人近い逮捕者を出している。3月にFISは非合法化され、翌月、FISの支配する地方議会のほとんどが解散させられた。6月にはマダニら7名の指導者の軍事裁判が開かれ、翌月、国家転覆を謀ったとしてマダニら2名は12年の懲役、他も有罪とされた。他方、高官の汚職一掃の公約から、前参謀長らが5月に逮捕され、シャドリ前大統領にも嫌疑が及ぶとの観測もなされた。しかし、6月にブーディアフ議長が軍人に暗殺され、宗教的動機によると発表されたが、汚職追及を恐れた支配層によって消されたものという説が有力だ。後任の国家高等委員会議長には、やはり独立戦争時の闘士で独立後は各国大使を務めていたカフィ(Ali Kafi)が就任したが、前任者同様「看板」にすぎない。続いてゴザリ首相が更迭され、かつてアル

ジェリア経済の社会主義化を担当したアブデセラム (Belaid Abdesselam) が起用された。これも、経済面で改革を後退させることになる。それについては後述するが、国際石油価格の低迷で経済的苦境が続き、FIS その他（武装イスラーム集団、Group islamique armé 等）のイスラーム急進派によるテロ行為が頻発し始めた。12月に首都とその近郊に無期限の夜間外出禁止令が発せられ、1993年1月には3つの国家治安裁判所が新設され、匿名裁判官が反国家・反政府犯罪の容疑者に懲役5年以上死刑までの重刑を科すことが認められた。他方、同月カフィ議長は、「暴力を唱導する政党以外の」全政党と協議して憲法改革を行うと公約し、翌2月には若干の野党と協議を開始している。そして、6月に国家高等委員会は、翌年1月より暫定的に大統領・2副大統領制を導入し、国会選挙が可能になるまで移行期間を設けると発表した。7月に、国防相が病身のネザルからゼルワル (Lamine Zeroual) に、参謀長がラマリ (Mohamed Lamari) にそれぞれ交替するが、両将軍はネザル将軍と権力を分かち合っていると見られる。その後もイスラーム急進派による警官・兵士・政治家（エルバラ）・ジャーナリスト・外国人に対するテロ行為と、官憲との衝突が続いている。アムネスティ・インターナショナルが10月に発表した声明では、1992年2月の非常事態令発布以来、急進派の襲撃による犠牲者は民間人140名以上、治安要員400名以上に昇るが、急進派側も26名が処刑されたほか、700名以上が銃撃戦中もしくは逮捕後に殺されている。1993年末には、移行期間への移行が延期され、94年1月に国民会議の試みが失敗したあと、ゼルワル国防相が大統領に就任し、国家高等委員会は廃止された²⁵⁾。

このように、アルジェリアは、一度はチュニジアよりも大胆な民主化を敢行したが、3年ほどでチュニジアより抑圧的な国家体制へと逆行してしまった。アルジェリアはチュニジアの3倍以上の人口を擁するが、1988年以降、チュニジアで合法的・非合法的に殺されたイスラーム急進派活動家は推定10名ほどであるのに、アルジェリアでは暴動参加者を含め千数百名に達しているわけで、この相違は大きい。それは、逆に言えばイスラーム急進派勢力の社会的比重と過激さの相違によるが、ではアルジェリアのイスラーム急進派

はなぜかくも強力であるのか。ひとつには、シャドリ政権下の10余年間にイスラーム勢力が影響力を拡大していたこと、またひとつには、アルジェリアが現領域内に統一王朝をもった歴史を欠いており、ベルベル系少数民族もなお人口の20%近くを占め、フランス語を話すエリート層とアラブ語を話す大衆との文化的溝もあるため、国民の統合が弱いのを、かつては反植民地主義、独立後は社会主義、現在ではイスラームに依拠して強めようとしているという事情がある。さらに、1980年代後半以降の経済的苦境と貧富の差拡大が、チュニジアのそれを上回っている。すなわち、1980年代初期に1バレル40ドルもした原油価格が、85年以降は（湾岸戦争の一時期を除き）10～20ドル程度に低迷し、アルジェリアの輸出高（そのほとんどが石油および天然ガスに依存する）は半減し、GNPもマイナス成長となり、外債は85年の150億ドルから90年の750億ドルに急増、デット・サービス・レーショは同期間に35%から70%に急騰した。にもかかわらず、シャドリ政権は、債務繰り延べ交渉を求めるこをいさぎよしとせず、輸入および財政支出の思い切った削減を行う一方、1987年に計画省を廃し、翌年8種の「参加基金」(fonds de participation)を設立して国営企業の株式を保有させ、その経営自立化を促すとともに、民間投資の自由化を行っていた。暴動後の1989年、アルジェリアはついにIMFの融資を受け入れ、90年には金融、不動産取引きや貿易も自由化した⁶⁶。しかし、通貨ディナールの大幅切下げで激しいインフレが生じ、労働組合のストが頻発して生産低下を招いている。それでもゴザリ首相は、IMF・世銀の指導に従って（国会の反対を排して）政府の補助金支出を大幅に削減し、生活必需品を高騰させた。続くアブデセラム首相は、「戦時経済」を宣言して国営企業に対する統制の強化、輸入抑制、賃金・物価の凍結を試みたが、当然ながらIMF・世銀との関係が悪化し、アルジェリアの債務履行不能の危機が迫る（1992年のデット・サービス・レーショは推定83%）なか、93年8月には更迭された（後任は、国家高等委員会の一委員マレク〔Redha Malek〕）。こうして、アルジェリアのGDP成長率は、1989年以降、毎年-2.0%，-1.2%，-0.6%，1.9%（1992年推定），1.5%（93年予測）と停滞し、インフレ率は同じく9

%, 17%, 23%, 32% (92年推定), 27% (93年予測) と高水準にある。最近の公的失業率は25%に達するが、人口増加率が3%の高さであり、急増する青年層（とりわけ、アラブ語で教育を受け、フランス語を話せない人たち）の失業率はいっそう高く、彼らは近い将来就職する希望ももてずにいる。アルジェリアの1人当たりGNPは、1987年には2520ドルで、チュニジアの1171ドルの2倍以上であったが、93年にはほぼ同水準に低下しており（主として通貨の切下げによるとはいえる）、インフレ率や失業率の点ではチュニジアのほうが相対的にうまくいっている²⁰。第一次石油危機以来の10余年間、アルジェリアは石油成金の好景気に沸いていただけに、この不況はいっそう耐え難く、国民はその責任を支配層の無能と腐敗に負わせようとしているのである。

第3節 国家体制変容の意味するもの

このように、アルジェリアとチュニジアでは、1980年代末以降、多元的民主主義体制への移行を目指したが、イスラーム急進派の台頭を招いて、移行は挫折ないし中断されてしまったのであるが、それでは、第1節で見たような両国の国家体制が、なぜこの時期に多かれ少なかれ類似した変容あるいは動搖を生んだのか、そして今後どうなりそうかを考えて、結論に代えたい。

前者の問題に関しては、ヘルマシとバンデワル (Dirk Vandewalle) が、ひとつの解答を提出している。「国家建設の第2段階」という共同論文²¹の中で、彼らは、独立後のマグレブ諸国家は、国民に対する象徴的きずなと経済的庇護によって正統性を獲得しており、とくにアルジェリアとチュニジアは党=国家体制によって国民に社会変革の夢を与えていたとする。しかし、その神話が1980年代に崩壊したのである。すなわち、社会主義的経済建設を試みた両国では、1970年代半ばより(1)低生産性と官僚主義、(2)基礎的工業部門の創出がなり、農業・消費財生産の向上が求められた、(3)指導者の無能・腐敗、といった諸問題が明らかになってきていた。そして、1980年代にエジプ

トがインフィターハ政策を採用すると、チュニジア・モロッコが86年、アルジェリアも経済的停滞に直面して89年には同様の政策転換に踏み切るのである。この間、政治的にも制度の「劣化」が進んだ。すなわち、チュニジアでは1969年の社会主義化失敗の危機と81年の不正選挙で国家の正統性が揺らぎ、70年代以降政府批判勢力の出現と、労働組合やモスクにおける不満の表明が目立っていた。アルジェリアでは、シャドリ政権下にインフィターハを巡ってFLN内部で対立がつのっていたし、1988年の暴動と弾圧によって国家の正統性が失われた。そこで両国では、政党制改革——(1)与党の再編、(2)多党制の導入、(3)党と国家の分離——によって政治制度の再生を図ったが、イスラミストの台頭を招いて治安機関への依存を強める。また、外資依存から国際的圧力に応じて経済合理性を追求するためにも、権力の再中央集権化が必要となった。こうして、新段階の国家建設、すなわち国家の新しい役割について、新しいコンセンサスが必要となっており、大衆の不満を背景としたイスラミスト運動の挑戦に対して、指導者自身、民族性・正統性の象徴としてイスラームを利用しつつ、国民との社会契約を再交渉している、という。

インフィターハ政策への転換のもつ意味については、第1節でカモーも指摘していたことだが、彼らは政治制度の劣化をも重視している。この点に関連して、ルボー (Rémy Leveau) は、「マグレブの国家についての考察」という論文において、次のように述べている²⁹。すなわち、植民地化に起源をもつ新国民国家は、いずれも近代教育システム、集権的官僚制を導入するが、それに加えてアルジェリアとチュニジアでは单一政党の国家モデルを適用し、文化的・地理的・宗教的多様性の表明を許さなかった。官僚制の拡大、開発の集権的管理、必需消費物資を補助する供給者としての国家観に結びついた連帯体制の確立とともに、強制の独占が国家の制度化に重要な役割を果たす。各国で、20年間で行政職が10倍にふえ、1980年代初めまで、薄給の公務員大衆が、市民社会と国家を連結し、体制の安定に寄与していたのである。しかし、1980年代に、国民の多くが近代性と合理主義に幻滅を味わい、イスラミストが夢のある選択肢を提供することになる。彼らは、ルボーによれば、

1930年代のヨーロッパの共産党に似た役割を果たしうるのであって、すなわち、国民に夢を与えるだけでなく消費抑制や服従精神を教えることができる。他方で、衛星テレビや移民を通じてヨーロッパの文化的影響が増大しており、中間層の個人主義の台頭を権威主義体制は統制できない。彼らとイスラミストの間を、国家が仲介できるか否かが問題だ、という。

これらの解釈は、筆者も妥当なものと思う（インフィータハ政策の採用や、民主化の試みに関して、国際的影響も重視すべきだが）。そこで問題は、国家と国民の社会契約再交渉が成功するか、あるいは国家が個人主義的中間層（軍の将校団を含め）とイスラミストの仲介に成功するか否かである。それはまさに、マグレブ諸国で多元的民主主義が根づきうるか否かということだ。そもそも、イスラーム急進派が1980年代にマグレブ諸国で（マグレブに限らないが）勃興したのには、政権自らがイスラーム勢力を利用しようとしたこと（とくにアルジェリア）や、サウジアラビア等がイスラーム団体に資金援助したことにより加えて、次のような諸要因があった——国内的には、(1)経済危機により国民の失望・屈辱感がついたこと、(2)IMFの指導受入れや汚職、弾圧政策等により政権の正統性が失われたこと、(3)アラブ語化と国際化の矛盾による文化的危機等、国際的には、(1)イラン革命の影響、(2)ソ連・東欧の脱社会主义による左翼思想の後退、(3)湾岸戦争による反欧米感情の高揚、等である。すなわち、イスラーム急進派の台頭は、ヘルマシとバンデワルの言う「国家建設の第2段階」にも関わる国内的要因と、近年の世界史的変化という国際的要因に支えられた、根深い問題だと言えよう³⁰。

各国政権がこれに対処する方法は、(1)抑圧、(2)社会問題を解決して彼らの批判の根拠を奪う、(3)選挙による権力移譲、のいずれかであるが、アルジェリアもチュニジアも(3)は拒否し、(2)が失敗したので(1)に頼っているわけだ。しかし、抑圧は容易でなく、この道をとる限り多元的民主主義の実現は困難である。イラン革命のように暴力的に政権を奪取する場合と違って、選挙によってできるイスラーム急進派政権であれば、それほど極端な政策をとるとは思われない（経済運営に失敗したり、政治的抑圧に走るようであれば、今度は彼らが

正統性を失い、次の選挙で敗れるであろうから）。そして、権力の実践を通じてのみ、イスラーム的ユートピアの真価が明らかになろう。イスラーム急進派を抑圧するだけでは、彼らが提示する夢に対して国民を目覚めさせることはできないのだ⁽³⁾。それでも、チュニジアは経済改革と稳健イスラーム勢力の政権取込みによって、(2)の解決に成功しうるかもしれない。しかしアルジェリアは、政権も国民も石油・天然ガスの収入に頼り過ぎているから、その国際価格が急騰でもしない限り経済的回復は困難だし、これだけ血を流したあとでは政治的妥協も容易でなかろう。軍部主導の現政権は、チリのピノчет政権のように、長期にわたり抑圧的政治体制を維持しつつ経済再建を目指すつもりであろうが、地理的・文化的・歴史的に国民的統合の弱い国ゆえ、国内的・国際的圧力によって政権が遠からず崩壊し、いっそう混乱する可能性もあるう⁽⁴⁾。

[注]

- (1) C. H. Moore, *Politics in North Africa: Algeria, Morocco, and Tunisia*. Boston: Little, Brown and Co., 1970.
 - (2) E. Hermassi, *Leadership and National Development in North Africa: A Comparative Study*. Berkeley: University of California Press, 1972.
 - (3) M. Camau, *Pouvoir et institutions au Maghreb*. Tunis: Ceres Productions, 1978.
 - (4) J. P. Entelis, *Comparative Politics of North Africa: Algeria, Morocco, and Tunisia*. Syracuse, New York: Syracuse University Press, 1980.
 - (5) M. Flory et al., *Les régimes politiques arabes*. Paris: Presses Universitaires de France, 1990.
 - (6) フランス語のマガゼンから、国庫、ついで徵税当局、さらにモロッコでは（伝統的）政府を意味するようになった言葉。
 - (7) L. Anderson, *The State and Social Transformation in Tunisia and Libya, 1830-1980*. Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1986.
 - (8) L. B. Ware, "Ben Ali's Constitutional Coup in Tunisia," *Middle East Journal*. Vol.42, No.4, 1988, pp.589-590.
 - (9) I. W. Zartman, "The Conduct of Political Reform: the Path toward Democracy," I. W. Zartman, ed., *Tunisia: the Political Economy of Reform*. Boulder & London: Lynne Rienner Pub., 1991, pp.12-13. イスラーム急進派は蜂起を計画していたようだ——F. Burgat and W. Dowell, *The Islamist Movement in North Africa*. Austin:

- Center for Middle East Studies, University of Texas at Austin, 1993, pp.224-228.
- (10) Ware, "Ben Ali's...", " pp.593-594.
- (11) Zartman, "The Conduct...", " pp.15-16.
- (12) ibid., pp.16-25, および Burgat and Dowell, *The Islamist Movement...*, pp.230-232. 国会選挙の分析は, S. Jedidi, "Tunisie: le gouvernement face aux islamistes," *Hérodote*. 2e et 3e trim., 1992, pp.82-89, および C. H. Moore, "Political Parties," I. W. Zartman and W. M. Habeeb, eds., *Polity and Society in Contemporary North Africa*. Boulder, Colo.: Westview Press, 1993, pp.54-60.
- (13) Ware, "Ben Ali's..." pp.595-599/Burgat and Dowell, *The Islamist Movement...*, pp. 229-230.
- (14) E. Hermassi, "The Islamist Movement and November 7," Zartman, ed., *Tunisia ...*, pp.197-202/Burgat and Dowell, *The Islamist Movement...*, pp.233-237.
- (15) S. Waltz, "Clientelism and Reform in Ben Ali's Tunisia," Zartman, ed., *Tunisia ...* ペンニアリの改革に, 与党内保守派が抵抗し, バクーシュ首相は1989年9月に更迭され, カルイ (Hamed Karoui) 首相に替わった。小山仁美「バクーシュ首相解任とその後——チュニジア1989年度の政治経済情勢」(『マグレブ』125号 1990年)/Zartman, "The Conduct...", " p.26.
- (16) Economist Intelligence Unit, *Country Report : Tunisia*. Nos. 1-3, 1991/Burgat and Dowell, *The Islamist Movement...*, pp. 240-245.
- (17) Economist Intelligence Unit, *Country Report : Tunisia*. No.4, 1991-No.4, 1993/"Please, Come to the Polls," *Middle East*. No.231, 1994, p.21.
- (18) Burgat and Dowell, *The Islamist Movement...*, pp.182-224. とくにガヌーシの思想については, A. Zghal, "The New Strategy of the Movement of the Islamic Way: Manipulation or Expression of Political Culture?", Zartman, ed., *Tunisia ...*
- (19) Economist Intelligence Unit, *Country Report : Tunisia*. No. 4, 1993. しかし, 最近の失業率は15%とされ, 人口増加率が2.4%があるので, 若年層の失業率はいっそう高い。"A Ben-Arous, la vie n'est plus ce qu'elle était," *Le Monde Diplomatique*. Juillet 1993, p.18.
- (20) D. Vandewalle, "Ben Ali's New Era: Pluralism and Economic Privatization in Tunisia," H. Barkey, ed., *The Politics of Economic Reform in the Middle East*. New York: St. Martins Press, 1992/Economist Intelligence Unit, *Country Report : Tunisia*. No.2, 1991-No.4, 1993. 1980年代後半の経済改革については, I. Harik, "Privatization and Development in Tunisia," I. Harik and D. J. Sullivan, eds., *Privatization and Liberalization in the Middle East*. Bloomington & Indianapolis: Indiana University Press, 1992.
- (21) E. Bellin, "Tunisia's Industrialists and the State," Zartman, ed., *Tunisia...*, pp.

60-63.

- (22) K. Duran, "The Second Battle of Algiers," *Orbis*. Summer 1989/R. A. Mor-timer, "Algeria after the Explosion," *Current History*. No.546, 1990/F. Rouzeik, "Algérie 1990-1993: La démocratie confisquée ?" *Revue du Monde Musulman et de la Méditerranée*, No.65, 1993, pp.30-33/J. J. Lavenue, *Algérie : La démocratie interdite*. Paris: L'Harmattan, 1993, Premiere partie,/福田邦夫「アルジェリア——政治・経済改革と危機への対応」(『マグレブ』 124号 1990年)。
- (23) B. Dillman, "Transition to Democracy in Algeria," J. P. Entelis and P. C. Naylor, eds., *State and Society in Algeria*. Boulder, Colo.: Westview Press, 1992/A. Lamchichi, *L'Algérie en crise*. Paris: L'Harmattan, 1991, pp.291-346 (とくにイスラミズムについて詳しい)/Moore, "Political Parties...", pp.61-66/Rouzeik, "Algérie...", pp.33-39. 野党については, Lavenue, *Algérie...Deuxième partie*, chaps. 1-2. また宮治一雄「アルジェリアの地方選挙——累積債務とイスラム運動」(『現代の中東』 9号 1990年) および福田邦夫「イスラムの台頭と FLN の対応」(『マグレブ』 126号 1991年)。
- (24) R. Leveau, *Le sabre et le turban : L'avenir du Maghreb*. Paris: Editions François Bourin, 1993, pp.136-161/Burgat and Dowell, *The Islamist Movement...*, pp.269-305/Lavenue, *Algérie... Deuxième partie*, chaps. 3-4 et Troisième partie/Rouzeik, "Algérie...", pp.40-50/J. Ruedy, *Modern Algeria : The Origins and Development of a Nation*. Bloomington: Indiana University. Press, 1992, pp.253-256/福田邦夫「アルジェリア——社会的混迷と経済危機」(『中東研究』 361号 1991年) および「アルジェリア政変」(同上 364号 1992年)。
- (25) Economist Intelligence Unit, *Country Report : Algeria*. Nos.1-4, 1993/Rouzeik, "Algérie...", pp.51-58/J.Dabagh, "Algérie: Les maux pour le dire," *Arabies*. n.78, 1993/G. Grizbec, "<Sale guerre> en Algérie," *Le Monde Diplomatique*. Août 1993, pp.1, 6-7/"Condamnations à mort, torture, exécutions," ibid., Décembre 1993, p. 8/ "Army Thrust into the First Line," *Middle East*. No.232, 1994, pp.16-17. および筆者が1993年9月の現地調査時に行ったアルジェリア人研究者多数とのインタビューによる。
- (26) D. Vandewalle, "Breaking with Socialism: Economic Liberalization and Privati-zation in Algeria," Harik and Sullivan, eds., *Privatization...*/Dillman, "Transition ...," pp.41-44.
- (27) Economist Intelligence Unit, *Country Report : Algeria*. No.1, 1991-No.4, 1993/ *Economie du monde arabe et musulman*. Paris: Editions Emam, 1989, pp.41, 84/福田邦夫「アルジェリア経済のジレンマ——統制経済管理貿易システムの崩壊」(『海外事情』 1992年 7・8月合併号)。
- (28) E. Hermassi and D.Vandewalle, "The Second Stage of State Building," Zartman

- and Habeeb, eds., *Polity*....
- (29) R.Leveau, "Reflection on the State in the Maghreb," G.Joffe, ed., *North Africa : Nation, State, and Region*. London & New York: Routledge, 1993.
- (30) A. Layachi and A. Haireche, "National Development and Political Protest: Islamists in the Maghreb Countries," *Arab Studies Quarterly*. Vol.14, No.2 and 3, 1992/L. Anderson, "Obligation and Accountability: Islamic Politics in North Africa," *Daedalus*. No.3, 1991/Burgat and Dowell, *The Islamist Movement...*/ Leveau, *Le sabre...* 参照。
- (31) L. Addi, "Islam politique et démocratisation en Algérie," *Esprit*. Août-septembre 1992, pp.150-151参照。
- (32) 結局、マグレブでは、モロッコが一番多元的民主主義に近づいているというのが、ルポーの見方であるけれども、この点に言及する紙幅はもはやない。Leveau, *Le sabre...*, Première partie, 2 を参照。

付記—本文脱稿後の1994年前半の目立った動きとして、チュニジアでは3月の選挙でベン=アリ大統領が再選されるとともに、国会で野党が163議席中19議席を得た (MDS 10議席, MR 4議席等)。アルジェリアでは、ゼルワル大統領がFIS指導者との妥協を唱え、反対するマレク首相や軍部高官を4～5月に更迭 (新首相にシフィ (Mokdad Sifi)), また「移行国民評議会」(Conseil National de Transition, 任命制)を設置しているが、内戦状況は継続し、外国人居住者の多くが出国を余儀なくされた。